

三代將軍家光期における「奥」と「中奥」

——「奥御座之間」と「中奥黒書院」の機能を中心に——

深井雅海

はじめに

一 「奥御座之間」の機能

(一) 二代秀忠期の機能

(二) 三代家光期の機能

二 「中奥黒書院」の機能

(一) 黒書院の役割

(二) 白書院との比較

三 四代家綱期の御座之間と黒書院

(一) 御座之間の機能

(二) 黒書院の機能

おわりに

はじめに

江戸城本丸御殿は、儀式・政治空間の「表」と、將軍の執務・生活空間

三代將軍家光期における「奥」と「中奥」

の「奥」に分かれる。政治的にみると、「表」の中心は黒書院と白書院、「奥」の中心は御座之間である。いずれも、將軍との対面に使用される。

では、これらの部屋は、対面する人物の身分・地位や、行事の内容などによって、どこで対面するかが決められていたのであるか。ことに、秀忠・家光期など初期の状況は、その後の規範となるだけに重要である。また、同時期には、「中奥」と呼ばれる場所が存在する。「中奥」の場所はどこで、何故「中奥」と呼ばれるようになったのであろうか。

本稿では、以上の問題を、三代家光期を中心に考察する。なお、主に使用する史料は、姫路酒井家本「江戸幕府日記」¹⁾である。

一 「奥御座之間」の機能

(一) 二代秀忠期の機能

二代將軍徳川秀忠は、元和九年（一六三三）七月二十七日、將軍職を三代家

光に譲って大御所と称し、翌寛永元年（一六二四）九月二二日、西丸御殿に移徙したものの、幕政の実権は握ったままであった。したがって、秀忠が同九年正月二四日に没するまで、幕政は、主に江戸城西丸御殿で行われたことになる。

この西丸御殿の部屋構成は不明であるが、「日記」の寛永八年二月一日条には、つぎのように記されている。

〔史料1〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年二月一日条

- 一 將軍様 御成、尾張殿・駿河殿・水戸殿於御座間御対面
- 一 御小書院江 出御、諸大名御礼如例
- 一 於御小広間僧正并論儀出座之衆御齋

すなわち、將軍家光が西丸御殿に来て、秀忠といっしょに、御座之間で、尾張義直・駿河忠長・水戸頼房に対面したこと、その後、兩人は小書院に出御し、「如例」諸大名から礼を受けたこと、さらに、小広間において、天台宗の論議を聞き、僧侶たちに齋飯を下賜したこと、がわかる。つまり、西丸御殿では、御座之間・小書院・小広間などが大御所秀忠の対面所であった（なお、他に大広間も存在した）。

そのうち、御座之間が常の居間であったものと思われる。これは、「日記」の寛永八年五月二一日条に、「御座間にをひてつねの御膳上ル」と見えることからもうかがえる。そしてこの御座之間は、当然のことながら、秀忠の執務・生活空間である「奥」に設置されていた。

〔史料2〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年二月二八日条

- 一 於御座間尾張殿・水戸殿御対面、其後表江 出御、諸大名御礼如例

御座之間で尾張義直・水戸頼房に対面したのち、「表」へ出御している

ことから、御座之間が「奥」にあったことは明らかである。この「奥」で秀忠に奉仕していたのが、小性・小納戸などである。両職任命の記事をみてみよう。

〔史料3〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年四月一〇日条

- 一 水野小十・大岡兵藏・牟礼万五・小林長五・高木善七・小栗平吉・犬塚平右衛門・北見久大夫・野々山新兵衛・関兵三郎、右之十人奥にて可被召使之旨三付而被仰出之
- 一 清水権佐・大岡忠次、奥之御小性衆ニ被為入之

水野小十以下一〇人（ただし、大岡兵藏は小性に任命された大岡忠次と同一人物のため、正しくは九人）が「奥」にて可被召使之旨⁴ 小納戸、清水権佐・大岡忠次の二人が「奥」之小性を命じられた。では、「史料2」にみえる、例の如く諸大名が御礼を行った「表」の部屋は、何処になるのであろうか。これは、「史料1」の二行目にみえる箇条と同内容であることから、小書院に該当するものと思われる。つまり秀忠は、一日・二八日のような月次に、「奥」の御座之間で尾張義直・水戸頼房・駿河忠長などの兄弟や息子と対面したのち、「表」に出御し、小書院で諸大名から礼を受けていたことになる。

しかし、月次に御座之間で面会できたのは、近親者だけではない。「日記」の寛永八年五月一五日条をみよう。

〔史料4〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年五月一五日条

- 一 尾張殿・水戸殿参候、御対面御座之間
- 一 松平越後守・松平仙勝・同宮松・井伊弁之介・本多甲斐守 御目見、右同席

尾張義直・水戸頼房が対面した他、松平越後守（光長、越後高田二五万

石・松平仙勝(前田利次)・同宮松(前田利治)・井伊弁之介(直孝、彦根二五万石)・本多甲斐守(政朝、姫路一五万石世子)など二門・譜代も「同席」＝御座之間で目見えしている。また、彼らは三月三日や五月五日などの節句にも、同部屋で謁見した。⁽⁵⁾

こうした年中行事以外でも、御座之間が使用されている。

〔史料5〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年三月八日条

一 尾張殿・水戸殿参候、御目見、御座之間

〔史料6〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年三月二一日条

一 尾張殿・水戸殿江御鷹之雁二羽宛被進之、御使太田采女正、則為御礼登城、於御座之間御対面

一 従紀伊大納言殿為使節稲葉権三郎参上付而於御座間 御目見有之

〔史料7〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年五月二八日条

一 備前宰相所身就快気并御鷹拜領旁為御礼登城、於御座間 御目見

之

〔史料8〕 姫路酒井家本「日記」寛永八年五月三〇日条

一 鍋島信濃守江巢鶴一居被下之、為御礼登城、 御目見御座之間

〔史料5〕や〔史料6〕にもみえるごとく、兄弟である尾張義直や水戸

頼房は、日常的に大御所秀忠に對面しているが、その場所はおおむね御座之間である。しかも秀忠は、紀伊頼宣の使者とも、御座之間で面会している。さらに、備前宰相(池田忠雄、岡山三二万五〇〇石)や鍋島信濃守(勝茂、肥前佐賀三万七〇〇石余)などの大名も、御座之間での目見えを許されている。

このように御座之間は、大御所秀忠の居間であると同時に、御三家などの近親者や特別な大名と謁見する部屋であった。

(二) 三代家光期の機能

三代家光は、元和九年(一六三三)七月二十七日、伏見城に勅使を迎えて將軍に就任し、江戸に帰ったのちは、寛永元年(一六二四)に秀忠と入れ替わりで、江戸城本丸御殿に居住するようになったものと思われる。しかし、既述したごとく、幕政の実権は大御所秀忠が握っており、家光が文字どおりの天下人となるのは、寛永九年正月の秀忠没後のことであった。

家光時代の本丸御殿の状況については、寛永一七年(一六四〇)頃の御殿図により判明する(図1参照)。これによると、「奥」には御休息と御座之間があり、「表」には、將軍への對面所として、黒書院・白書院・大広間がみえる。こうした基本構造は、規模の違いはともかく、中期以降の御殿の様子と変わらない。そのうち、「奥」の御休息が、居間兼寢室と思われる。御座之間は本来居間であったが、秀忠時代と同じく、對面所としても使用された。「日記」の寛永一七年正月一日条をみよう。

〔史料9〕 姫路酒井家本「日記」寛永一七年正月一日条

一 於御座之間大ふく献之

一 御齒固之餅

ひしなりカツ
熨斗
昆布

献之

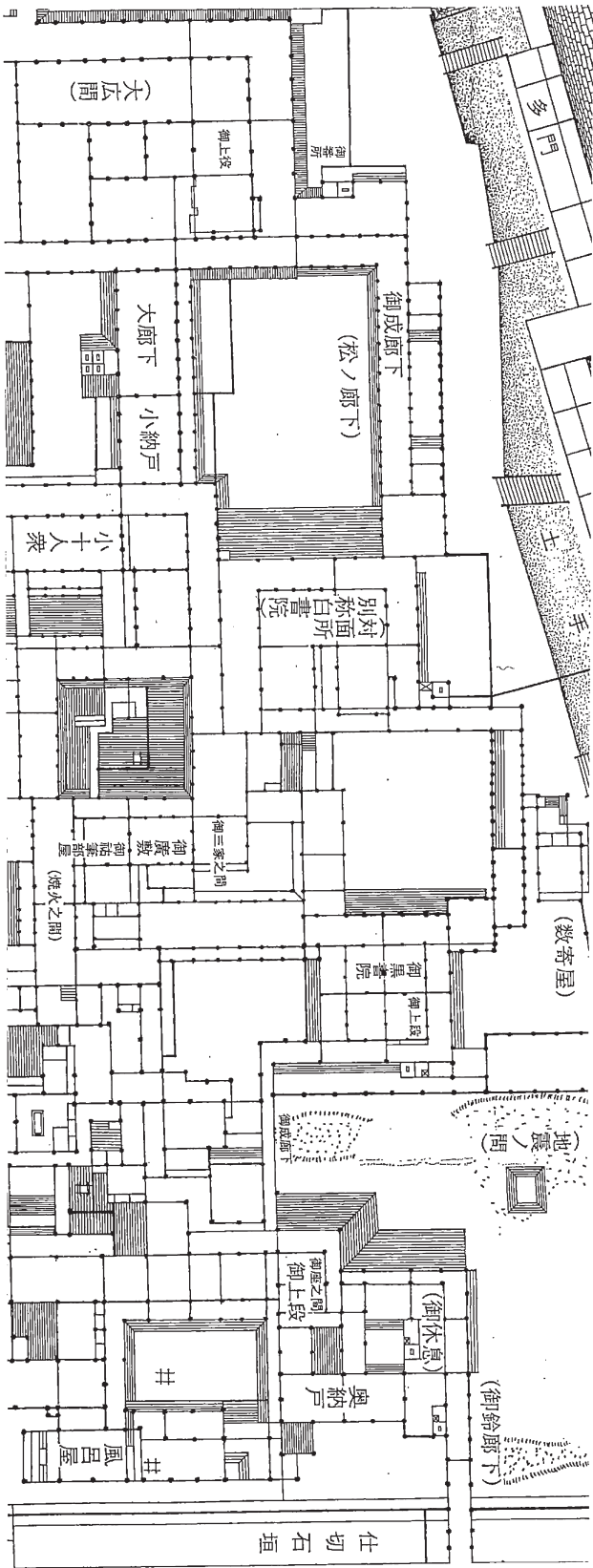
一 常之御膳被 召上

一 御表江出 御以前、於御座之間御吸物出、御酒被召上、此時

酒井讚岐守・堀田加賀守・松平伊豆守・阿部豊後守御盃頂戴阿部對馬守依

輕服無
登城

図1 寛永期(1640年頃)江戸城本丸御殿図



註 内藤昌監修『寛永期江戸城本丸・二丸図』(教育出版1995年)より作成。

將軍家光は、御座之間において、正月の祝いの膳の他、常の膳も食しているのので、居間であつたことがうかがわれる。そして酒を飲んだとき、大老の酒井忠勝、老中の堀田正盛・松平信綱・阿部忠秋に盃を下賜しており、大老・老中と対面する場所でもあつたことがわかる。しかし、御座之間の機能はそれだけではない。ここでは、家光時代前期の二年間(寛永一〇・一二年)と後期の二年間(慶安元・二年)の「日記」を分析し、御座之間の機能の変化について明らかにしたい。

A 前期の機能

a 大名関係⁽⁷⁾

〔史料10〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年六月二十七日条

- 一 未刻安藤右京進御座之間へ被召召出、御加恩被下置之、都合六万六千六百石余也

〔史料11〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年三月二十三日条

- 一 午之上刻御座之間江松平越中守被召出、山州淀城付被召上、濃州大垣城為替被下、御加増式万五千石也

〔史料12〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年七月一二日条

- 一 安藤飛驒守御座間へ被召出、継目之御礼、太刀馬代金・御帷子等献之、父帯刀遺物助真刀上之也

〔史料13〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年一二月二五日条

- 一 巳刻尾張大納言殿為越年御参勤、於御座之間 御目見、銀五百枚・小袖卅・太刀目録進上之、次陪臣竹腰山城守・成瀬隼人正御礼

中上輩

〔史料14〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年九月一二日条

- 一 巳下刻於御座之間永井信濃守從淀就参勤 御目見、伊丹播磨守從佐渡参上ニ依テ 御目見也

〔史料15〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年七月二十九日条

- 一 尾紀両大納言殿御暇被進之、於御座之間御振舞、水戸殿御相伴、黄鷹三居・御馬三疋宛被遣之

〔史料16〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年六月二日条

- 一 藤堂大学頭昨日御暇被下為御礼登城、於御座之間 御目見、御馬被下之

〔史料17〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年一月五日条

- 一 午刻御座之間江 出御御半袴、毛利甲斐守息又四郎元服、任和泉守、御字光被下之、御硯箱蓋ニ載之大炊頭伝之、頂戴退座(以下略)

〔史料10〕は、寛永一〇年六月二十七日、安藤右京進(重長)が、上野国群馬郡惣社領において一万石を加増され、都合六万六千六百石余になったこと、

〔史料11〕は、同年三月二十三日、松平越中守(定綱)が、領知を山城淀から美濃大垣に移され、二万五〇〇〇石を加増されて六万石になったこと、⁽⁹⁾

〔史料12〕は、寛永一二年七月一二日、紀伊家付家老(三万八千八百石余)の安藤飛驒守(直治)が「継目之御礼」を行ったこと、〔史料13〕は、寛永一〇年

一二月二五日、尾張大納言(義直)が参勤の目見えを行い、その際、付家老の竹腰山城守(正信)・成瀬隼人正(正虎)も礼を上申したことを示す。

また、〔史料14〕は、寛永一二年九月一二日、永井信濃守(尚政)が、山城淀よりの参勤の目見え、佐渡の支配を命じられていた伊丹播磨守(康勝)が、佐渡からの参上の目見えを、それぞれ行ったこと、〔史料15〕は、寛

永一二年七月二九日、尾張・紀伊両大納言(義直・頼宣)が国許への暇を許され、水戸頼房相伴のうえ、振舞を下賜されたこと、〔史料16〕は、同年六月二日、伊勢津城主(三万三九〇石余)藤堂大学頭(高次)が国許への暇を許され、目見えしたこと、〔史料17〕は、同年十一月五日、長門府中(四万七八〇石余)毛利甲斐守(秀元)の息子又四郎が將軍の御前で元服し、和泉守に任ぜられて、將軍の諱の一字「光」を下賜され、光広と名乗ったことを示す。

右の状況から、大名に対する、加増・領知替・家督相続・參勤・暇・元服などの際の申し渡しや目見えが、御座之間で行われていたことは明らかである。しかし、このような御座之間における行事は、すべての大名家に適用されたわけではない。秀忠時代からの人間関係を踏襲し、特定の大名家に限って、御座之間での謁見が許されたものと思われる。ことに、藤堂高次や毛利秀元などの外様であっても、將軍に近い大名が居間で面会できたことは注目される。

b 旗本関係

〔史料18〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年二月九日条

- 一 松平豊前守駿府従為在番依召參上、於御座之間御知行三千石御加増并徒同心五十人被 仰付、則駿府定番被 仰付之

〔史料19〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年四月九日条

- 一 未刻安藤四郎右衛門尉御座間江被為召、御小性組組頭被 仰付
云々

〔史料20〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年八月一〇日条

- 一 大森半七御座間被召、御持筒頭被仰付之
- 〔史料21〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年二月一〇日条
- 一 大河内金兵衛御座間江被召出、松平豊前守ニ今度被下御知行於駿府可相渡旨被 仰出之

〔史料22〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年九月二九日条

- 一 午尅松平和泉守黄金五十枚・松平勝右衛門同廿枚・馬場三郎左衛門同十枚・多賀左近十枚・杉田九郎兵衛五枚・窪田喜左衛門同二枚・油井平兵衛同二枚、御座之間江被 召出、出雲・隱岐両国為御仕置被遣之、依而被下之、上使之輩御仕置之御定書之御黒印被下之、退畢

〔史料23〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年七月九日条

- 一 午刻御座之間へ 出御、久貝因幡守御前へ被為召、大坂之様子被為尋聞之(以下略)

〔史料24〕 姫路酒井家本「日記」寛永一〇年二月一八日条

- 一 未ノ尅於御座之間甲州在番之衆水野監物・大久保玄番頭婦參付而品々進物、御目見
- 一 本堂伊勢守・設楽甚三郎郡内在番、右同断

〔史料18〕は、寛永一〇年二月九日、大番頭の松平豊前守(勝政、五〇〇石)が駿府在番を務めていたところ、江戸に召されて、知行三〇〇〇石加増のうえ、駿府定番に命じられたこと、〔史料19〕は、同年四月九日、使番の安藤四郎右衛門尉(重元、五〇〇俵)⁽¹⁰⁾が小性組組頭に任命されたこと、〔史料20〕は、同年八月一〇日、目付の大森半七(好長、七七〇石余)⁽¹¹⁾が持筒頭に任命されたこと、〔史料21〕は、同年二月一〇日、地方の奉行の大河内金兵衛(久綱、七一〇石余)⁽¹²⁾が、〔史料18〕でみた、松平豊前守へ加増された知行三〇〇〇石を、駿府で渡すよう命じられたこと、〔史料22〕は、同

年九月二十九日、松平和泉守以下七名の幕臣が、出雲・隠岐両国へ上使として派遣されることを命じられ、「仕置之御定書」の黒印状を下賜されたこと、「史料23」は、同年七月九日、大坂町奉行の久貝因幡守(正俊、三〇〇石)¹³が召し出されて、大坂の様子を尋問されたこと、「史料24」は、同年二月一八日、前年の徳川忠長の甲斐除国に關し同国在番を務めていた水野監物(忠善)・大久保玄蕃頭(忠成)および同国郡内城番を務めていた本堂伊勢守(茂親)・設楽甚三郎(貞代)が帰参し、品々の進物を献じ、目見えしたことを示す。

旗本の場合は、役職の任命、役人への下命、職務についての尋問、在番の帰謁などが、御座之間で行われていた。役職任命については、江戸時代後期には布衣役以上の者が御座之間で將軍から直接任命されている。¹⁴今回紹介した三名のうち、松平豊前守は諸大夫、安藤四郎右衛門尉は、前年の寛永九年八月一八日に使番になったとき、大森半七は、持筒頭に任命された年、布衣を着することを許されている。¹⁵こうしてみると、御座之間での布衣役以上の面命は、家光期に始まった可能性もあるが、ここでは指摘するに止める。

B 後期の機能

a 大老・老中との「御用日」

後期(慶安元・二年)で注目されるのは、大老・老中との「御用日」が増加していることである。小宮木代良氏が作成した「家光期における「將軍親政」関係記事一覧」においても、正保三年(一六四六)から、御座之間で

の「御用日」の回数が増えていることがわかる。¹⁶実際、慶安元年の「江戸幕府日記」¹⁷によると、御座之間での「御用日」は三四、五回に及ぶ。小宮氏は、寛永一五年(一六三八)以降に開催された「御用日」を、それ以前と区別し、「御前御用」と呼ぶ。そして、「大名の改易や転封が申し渡される場合、その直前に酒井忠勝・老中らを召しての「御前御用」が持たれていることが多い」とし、例として、正保二年(一六四五)七月一〇日の秋田俊季の三春への転封をあげている。¹⁸

筆者も、御座之間での「御前御用」を二例提示したい。

〔史料25〕 国立公文書館本「日記」慶安元年六月一四日条

一 御座間江井掃部頭・酒井讃岐守・松平伊豆守・阿部豊後守・阿部対馬守被為召、松平下総守被 召出、被取上山形江得替被 仰付、其後松平大和守被為 召、播磨姫路へ得替被 仰付、いづれも以本高被遣之

〔史料26〕 姫路酒井家本「日記」慶安二年一二月四日条

一 御座之間江讃岐守・伊豆守・豊後守・対馬守被 召出之、次花房勘右衛門被 召出之、駿府御用之儀被 仰含并彼地御法度書御黒印於 御前被渡遣之、是彼地為御目付依被差遣之也、次井戸新右衛門被 召出之、駿府御城中御仕置之趣 御直被 仰含云々、各退座

〔史料25〕は、慶安元年六月一四日、御座之間に、井伊掃部頭(直孝)、大老の酒井讃岐守(忠勝)、老中の松平伊豆守(信綱)・阿部豊後守(忠秋)・阿部対馬守(重次)を召し出し、その後、松平下総守(忠弘)に播磨姫路より出羽山形へ、松平大和守(直基)に山形より姫路への転封を命じたことを示す。家光は、井伊や大老・老中と転封のことを協議し、もしくは、彼らに

了解をとったのち、命令を下したものと思われる。

〔史料26〕は、慶安二年二月四日、同じ御座之間に、大老の酒井・老中三名を召し出し、そののち、目付の花房勘右衛門（正盛、一〇〇〇石）¹⁹に、駿府への目付として派遣することを命じたうえ、法度書黒印状を渡し、さらに、駿府城定番の井戸新右衛門（直弘、一六〇〇石）²⁰に、駿府城中の「仕置」のことにつき、直接命令を出したことを示す。これも前回同様、大老・老中と協議したのか、彼らに了解をとっただけで命令を発したのか、不明であるものの、少くとも、家光は独断処理したのではなく、大老・老中という組織も重視していたことがわかる。

御座之間が、將軍の意思決定の場であり、將軍と大老・老中との会合の場であることは明らかといえよう。

b 大名関係

〔史料27〕 国立公文書館本「日記」慶安元年一月一四日条

一 御座之間江井伊靱負被為 召之、御暇被下、雁取之御鷹・御馬拝領之、大納言様御部屋江被為召之、御腰物 御手自被下之

〔史料28〕 姫路酒井家本「日記」慶安二年一月一日条

一 安倍撰津守事、御座之間江被 召出、大坂御定番被 仰付之、壹万石之御加増旧領共壹万、
九千石也、与力三十騎・足輕百人御預、是者内藤石見守元組也

〔史料27〕は、慶安元年一月一四日、近江彦根井伊家の世子靱負（直滋）が、国許への暇を許されたこと、〔史料28〕は、同二年一月一日、大番頭の安倍（部）撰津守（信盛、九二〇〇石余）²¹が、一万石を加増されて大名に

取り立てられたうえ、大坂定番に任命されたことを示す。

後期になると、御三家をはじめ大名の御座之間への召し出しは、領知替などの他は、ほとんどみられなくなる。井伊家などは、特別扱いされていたといえよう。役職任命なども、あまりみられない。

c 旗本関係

〔史料29〕 国立公文書館本「日記」慶安元年六月一三日条

一 於御座間曾我太郎右衛門・駒井右京、新番之頭新規被 仰付之旨 御直ニ被 仰含

〔史料30〕 姫路酒井家本「日記」慶安二年七月六日条

一 姫路御目付堀三右衛門
久貝忠左衛門 白川御目付林丹波
津金助進
村上御目付時田数馬
町野左近 并右之所へ被遣之御勘定衆御座之間へ被召出、蒙嚴命云々

〔史料29〕は、慶安元年六月一三日、徒頭の曾我太郎右衛門（包助、四〇〇石）²²と小性組組頭の駒井右京（親昌、一八〇〇石）²³が、新番頭に任命されたこと、〔史料30〕は、同二年七月六日、姫路・白川・村上へ目付として派遣される役人などへ、直接「嚴命」が伝えられたことを示す。

旗本については、後期においても、役職の任命・役人への下命などが、御座之間で行われていた。

つまるところ、家光時代の御座之間は、大老・老中との会合、限られた大名との謁見、旗本への役職任命、職務についての下命などに用いられたといえよう。

二 「中奥黒書院」の機能

(一) 黒書院の役割

家光時代には、「表」の空間に「中奥」と呼ばれる場所が存在した。

〔史料31〕 姫路酒井家本「日記」寛永九年六月四日条

- 一 大久保惣三郎・土屋金弥・滝河大学・渡部大学・神尾内匠、中奥ニテ可被召遣之旨被仰出、申刻御黒書院ニテ信濃・伊賀・大蔵・伊豆・豊後・加賀被申渡畢

すなわち、寛永九年六月四日、大久保惣三郎(教勝)・土屋金弥(之直)・滝河大学(利貞)・渡辺大学(吉綱)・神尾内匠(元珍)の五名が、「中奥ニテ可被召遣之旨」を命じられている。將軍の「仰」を黒書院で申し渡したのは、老中⁽²⁴⁾の永井信濃守(尚政)・内藤伊賀守(忠重)・青山大蔵少輔(幸成)と六人衆の松平伊豆守(信綱)・阿部豊後守(忠秋)・堀田加賀守(正盛)である。右の史料から、「中奥」という場所が存在したことは明らかである。『寛政重修諸家譜』の大久保教勝の項には、同年月日に「中奥の御小性となり」と記されている⁽²⁵⁾ことから、五名は中奥小性に任命されたものと思われる。つまり、「奥」で將軍に奉仕する小性の他に、「中奥」にも小性が設けられていたのである。小性は、「主君の側近くに仕えて雑用をつかさどる武士」(『広辞苑』)のため、小性が設置されたことは、「中奥」に將軍が比較的長時間詰めていたことになる。

では、「中奥」は何処を指すのであろうか。寛永二〇年(一六四三)に成立した『寛永諸家系図伝』によると、その場所は黒書院である。同時代に書

三代將軍家光期における「奥」と「中奥」

かれた史料に、「中奥黒書院」もしくは「御黒書院^{中奥と号す}」などと記されていることから、家光時代に黒書院を「中奥」と称していたことは明らかである。⁽²⁶⁾すると、前出の大久保教勝など五名は、勤務する場所で、老中・六人衆から申し渡しをうけたことになる。

黒書院は、図1によると、御成廊下によって、「奥」の御座之間とつながっている。「表」にありながら「中奥」と呼ばれたのは、「奥」に接しているからともいえるが、それだけが理由ではない。黒書院は、白書院に比べて、將軍の出御回数が多いのが特色といえる。たとえば、寛永一〇年の「日記」によれば、白書院への出御回数は五〇回未満であるのに対し、黒書院への出御回数は一〇〇回を越えている。また、慶安元年の「日記」では、白書院への出御回数は二〇回、黒書院へのそれは六〇回である。黒書院への出御回数が、圧倒的に多いことがわかる。

では、將軍は黒書院へ出御し、どのような行事を行っていたのであろうか。具体的にみてみよう。まず注意すべきは、秀忠時代に御座之間と小書院で行われていた月次御礼が、黒書院と白書院で実施されるようになったことである。

〔史料32〕 姫路酒井家本「日記」寛永九年六月一日条

- 一 辰后尅御黒書院 出御、尾張重相・紀伊重相・水戸黄門 御目見、次陪臣安藤帯刀・成瀬隼人正・中山備前守 御前へ被召出、從御勝手方松平越後守・松平筑前守・松平淡路守・松平宮松丸・保科肥後守・井伊靱負・松平隱岐守^{井伊万千代御目見終而}
- 一 御白書院 出御、諸礼如例月云々

秀忠没の五ヵ月後、寛永九年六月一日(二月〜五月までの「日記」は欠)、將軍家光は黒書院に出御し、尾張義直・紀伊頼宣・水戸頼房の御三家、及

びそれぞれの付家老の成瀬隼人正（正虎）・安藤帶刀（直次）・中山備前守（信吉）の謁見をうけた。ついで、「勝手方」より（幕末の事例によると、山吹の間に控えたのち黒書院に出席することをいう）⁽²⁷⁾出席した松平越後守（光長）以下八名が目見えした。その後、家光は白書院に出御し、大名たちの謁見をうけた。こうした月次御礼が、黒書院と白書院で行われることは、以降も踏襲されている。そして、この月次御礼に合わせて、さまざまが目見えが執り行われた。

〔史料33〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年二月二十八日条

一 辰刻御黒書院 出御、水戸中納言殿御礼、陪臣中山市正 御前江出ル、松平越後守・松平筑前守其外御譜代之面々御礼

一 御白書院 出御、烏丸大納言御礼、進物被下、吉良上野介披露之、次諸大名御礼（中略）、入御

一 巳刻御黒書院 出御、伊達遠江守・堀兵部少・伊達左京亮・相良左兵衛病後之 御目見、次松平能登守・本多縫殿助参勤之御礼、次小笠原老岐守二男・松平伊豆守三男・秋山修理亮末子二人・日根野源左衛門・久世権之助・小島久左衛門・山田小兵衛・斎田角左衛門、或ハ太刀目録或は櫓代を以初而 御目見、其後岡田将監・知久伊左衛門・小笠原孫右衛門・座光寺喜兵衛参府 御目見也

一 竹腰山城守・安藤飛驒守・本多丹波守年始之御礼為名代参上ニ付先 御目見云々

一 北郷式部少兵衛・黄金等進上、初而 御目見、是松平大隅守陪臣也雖然大隅守依為末子如此云々、其外京都を罷下諸職人進物前ニ置之御礼

すなわち、家光時代前期の寛永一二年二月二十八日の辰刻、家光は黒

書院に出御して、水戸中納言（頼房）以下一門・譜代から月次御礼をうけたのち、白書院へ出御した。ここで、参向してきた烏丸大納言（光広）の目見え、諸大名の月次御礼などが行われて、將軍はいったん「奥」へ入御した。巳刻、ふたたび黒書院へ出御し、伊達遠江守（秀悉）など四名の病後の目見え、松平能登守（定政）・本多縫殿助（康長）兩名の参勤礼、小笠原老岐守（忠知）二男など九名の初目見え、岡田将監（善政）など四名の参府礼、年始御礼の名代として参上した竹腰山城守（正信）など三名の目見え、松平（島津）家久の家臣北郷式部少輔の目見え、京都諸職人の目見えなどが実行された。

つぎに、後期の事例を二つみよう。

〔史料34〕 姫路酒井家本「日記」慶安二年五月二十八日条

一 巳后刻御黒書院 出御、紀伊重相・水戸黄門・尾張宰相殿并松平越後守・保科肥後守 御目見、畢而

一 御白書院 出御、如例月在江戸諸大名御礼、終而間之襖障子明之酒井河内守、御立座、御次之間諸国之寺社並居、進物前置一同御礼、所謂（寺社名など略）

一 遠国所々町人并諸職人落縁並居、進物前置一同御礼、所謂（地名など略）、右寺社并所々町人今度 大納言様日光御参詣御祝儀ニ付而也

一 入御之刻 御黒書院 御着座、松平陸奥守御礼、是昨日御暇被下之付而也、於 御前鶴取之御鷹一居拝領之、次成瀬隼人正御暇

御目見、御帷子・御羽折等被下之旨被 仰出、退去有て被頂戴之、次小出伊勢守御暇、白銀・御帷子等被下之、退去、已後頂戴之

〔史料35〕 姫路酒井家本「日記」慶安二年二月一五日条

一 午刻御黒書院 出御、尾張宰相殿・紀伊宰相殿・水戸中将殿 御

対顔、次松平越後守・松平越前守・松平出羽守・松平右京大夫・板倉周防守、右一人宛有出座、御目見

右過テ御白書院 出御、諸礼如例月、次伊勢内宮・外宮惣代 御目見、捧進物也、(以下略)

一 入御之刻御黒書院 御着座、松平又七郎・戸田新二郎參勤ニ付而進物并太刀目録進上之、御礼、次榊原越中守并三州滝青滝院被 召出、御暇、次松平薩摩守病後之 御目見、次紀伊殿使者朝比奈惣左衛門御目見、御樽肴被献之、次松平陸奥守使者茂庭大隅御目見、御樽肴進上之、右何茂去比以 上使御鷹之鶴拝領之御礼也

一 右過テ御勝手方ヨリ土井遠江守・松平備前守病後之 御目見、進物捧之、次松平清左衛門參上ニ付而以進物 御目見、次戸田藤右衛門被 召出、領知千石并屋敷被下之旨被 仰出之、次寛勘七郎被 召出、父助兵衛遺領千石并自分之知行四百石都合千四百石被下之旨 御直ニ被 仰含

一 三百俵 玄哲 一同断 重玄 一三百俵 伯典
(中略) 十人扶持

右之通被下之旨於躑躅間老中被申渡之

慶安二年五月二八日、黒書院で御三家・一門の目見え、白書院で江戸在住の諸大名の謁見が執り行われたのち、諸国の寺社や町人・諸職人の立礼が実行された。立礼は、立御している将軍に、襖障子を開けて集団で目見えする形式である。今回は、将軍世子の家綱が初めて日光へ参詣した祝儀としての目見えである。そして、将軍が「奥」へ入御するとき、黒書院において、松平陸奥守(忠宗)・成瀬隼人正(正虎)・小出伊勢守(吉親)の暇礼が行われた。

三代将軍家光期における「奥」と「中奥」

また、同年二月一五日の月次では、黒書院で御三家・一門・譜代の目見え、白書院で諸大名などの謁見が行われたのち、伊勢内宮・外宮惣代などの目見えが挙行された。ついで、将軍が「奥」へ入御するとき、黒書院において、松平又七郎(典信)・戸田新二郎(氏西)の参勤礼、榊原越中守(照清)・三河青滝院の暇礼、松平薩摩守(島津光久)の病後礼、紀伊家使者(朝比奈惣左衛門)・松平陸奥守使者(茂庭大隅)の目見えなどが執り行われた。紀伊家と松平(伊達)家の使者派遣は、鷹の鶴拝領の礼である。

さらに、「勝手方」より黒書院に出座しての目見えが行われた。土井遠江守(利隆)・松平備前守(正信)の病後礼、松平清左衛門(親正)の参上礼、戸田藤右衛門(氏豊)への領知・屋敷下賜及び寛勘七郎(元勝)への領知下賜の面命である。なお、藏米下賜については、老中が躑躅間で申し渡している。

右にみた月次御礼の他に、将軍家光はたびたび黒書院へ出御している。とくに、四月・六月には、大名の参勤・暇礼が集中的に行われている。その一つをみてみよう。

〔史料36〕 姫路酒井家本「日記」慶安二年六月一〇日条

一 午上尅御黒書院 出御、御上段御着座、六月交替之面々御暇、所 謂

水野美作守 戸田左門 石川主殿 牧野右馬允
右一人充 御前江被召出、御暇、退座之時於御次之間或銀子・御帷子・単物、或御帷子・御羽織等被下之旨豊後守伝之、又 御前出座有テ御礼申上之、此時御馬一疋宛被下之由被 仰出之、讃岐守・伊豆守・豊後守・対馬守挨拶申上之、次小笠原信濃守・内藤豊前守・岡部美濃守・本多下総守、右四人 御前出座、御暇、退出之時於御

次間御帷子・単物・御羽折等被下之旨豊後守伝之、重而出座、一同御礼申上之

次

松平左近將監 真田内記 京極主膳正 溝口金十郎 松平玄蕃頭
右五人 御前江 出座以前御暇被下之、御帷子・単物・御羽折等被下之旨於御次之間豊後守伝之、其後一同二 御前出座有テ御暇并時服拝領御礼申上之、退出

次

- 一 御前江真田伊豆守被召出、御暇、御帷子・単物被下之旨讃岐守・豊後守伝之、則御礼申上、是老体不行歩ニ付而右通ト云々
- 一 右過テ秋田安房守着長袴繼目之御礼、依之太刀目録・黄金廿枚・御帷子・御単物十進上之、水野備後守披露之、進物番衆着長袴勤之
- 一 秋田熊之丞父河内守遺領之内五千石被下之付而太刀馬代黄金三枚進上之、御礼申上、備後守披露之、是又着長袴
- 一 秋田安房守重而 御前被召出、御暇、退座之時於御次之間御帷子・単物・御羽織被下之由豊後守伝之、又 御前出座、御礼申上之、退出

一 右終テ讃岐守被召出之、暫時有テ 入御

慶安二年六月一〇日、参勤交代で六月に国許に帰国する大名たちの暇礼が実行された。水野美作守(勝俊)・戸田左門(氏鉄)・石川主殿(忠総)・牧野右馬允(忠成)の四人は「一人充」、小笠原信濃守(長次)・内藤豊前守(信照)・岡部美濃守(宣勝)・本多下総守(俊次)は四人宛、松平左近將監(忠昭)・真田内記(信政)・京極主膳正(高通)・溝口金十郎(政勝)・松平玄蕃頭(清昌)は五人宛で目見えが行われた。一人で謁見が許された水野など四人

は、全員四品(従四位下)である。また、將軍の御前で暇を命じられた小笠原信濃守ら四人と、御前へ出座以前に、老中から暇を伝達された松平左近將監ら五人とでは、格が異なる。ついで、真田内記の父伊豆守(信之)の暇礼が執り行われた。これが終わって、秋田安房守(盛季)の「繼目之御礼」と、その弟熊之丞(季久)への分知五〇〇〇石下賜の目見えが実施された。さらに、秋田安房守がふたたび召し出されて、暇礼が行われている。

このように、月次御礼に合わせて、あるいは必要に応じて、將軍家光は黒書院に出御し、そこで、大名の参勤・暇礼、役人の参府・暇礼、家督礼、初目見え、さまざま申し渡しなどが実行された。正に、黒書院は「將軍の応接間」であったといえよう。「表」に属しながら、「中奥」と呼ばれるようになったのは、將軍の出御回数が多く、また滞在時間が比較的長かったからであろう。もう一つ注意すべきは、行事のなかに、格の違いが現出していることである。たとえば、これは、「勝手方」より出座しての目見えや、暇礼のときの四品の独礼、町人・諸職人の立礼などに見ることがができる。

家光時代の後期には、人間関係的な部分を残しながら、格による支配が行われるようになったといえよう。

(二) 白書院との比較

白書院では、月次御礼における諸大名の謁見の他、公家や寺社の目見えが行われている。一例を示そう。

〔史料37〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年二月八日条

一 巳刻白書院 出御御装束、御上壇 着御、小袖十、九条殿、同

上、松殿進上、右御両殿御上壇東方ニ着座内、樋口中将・油小路中将并信濃小路淡路・同権佐 御目見、右御両殿退出之砌御下段中

程迄御送

一 右過テ三井寺惣中(中略)於御白書院御礼、此外寺社中并山伏御白書院御次之間ニ並居、進物前ニ置一同御礼、松平出雲守披露之

すなわち、寛永一二年二月八日、白書院上段で、將軍家光と九条前関白幸家・松殿大夫との対面が執り行われた。兩名は上段の東方に着座していることから、家光は西側において横並びで対面したものとと思われる。他に、

樋口中将(信孝)・油小路中将(隆基)・信濃小路淡路・同権佐も目見えした。

九条前関白と松殿大夫が退出するとき、家光は下段中程まで送っており、上段での対面と合わせ、撰家である九条家の格の高さをうかがうことができる。ついで、寺社の目見えが行われた。ここでも、白書院での礼と、次之間での一同の礼との二つの格式があることがわかる。

將軍が月次以外に、白書院で大名と会う場合は、重要な案件を譜代以外に伝える際に使用された。

〔史料38〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年三月一二日条

一 宗対馬守・柳川豊前守昨日対決之儀被聞召届、今日於御黒書院御

譜代衆被召出、被仰聞

出御、諸大名不残 御前ニ被召出、右之趣可被 仰聞之也

宗対馬守(義成)とその家臣柳川豊前守(調興)が争った、いわゆる「柳川一件」(国書改竄事件)は、寛永一二年三月一日、大広間において、御三家・国持・譜代など参集のうえ、將軍自ら親裁し、柳川は処分された。翌三月一二日、家光は親裁の結果を、譜代衆には黒書院、それ以外の大名には白書院で伝達した。譜代と外様で、較差を設けていたのである。

三代將軍家光期における「奥」と「中奥」

この時期、將軍が白書院を使うことは少なかったが、老中は申し渡しなどに使用しているので、それをみよう。

〔史料39〕 姫路酒井家本「日記」寛永一二年九月六日条

一 伴天連并きりしたん宗旨之義、從此已前雖為御制禁、至于今無斷絶様被聞召之間、弥領内并面々家中急度相改、自然右之宗門於有之者捕置可致言上之、自分之儀者勿論組中与力・歩行・同心以下迄可相触之旨、執役之面々於御白書院 上意之趣年寄中被申渡畢

〔史料40〕 国立公文書館本「日記」慶安元年九月一日条

一 御礼已後、今日出仕之諸大名江於白書院酒井讃岐守・松平伊豆守・阿部豊後守伝 上意之趣、其嚴旨云、今度稲葉淡路守儀、居城之要害相拵、其上家来之者并領分之百姓等数多令殺害之由、其聞有之趣達 上聞之処、对 公儀可存御恨子細不可有之間、実儀ニ不 被 思召也、雖然急度江戸遂参上可申披旨趣之由、去月十八日淡路守江奉書被遣之処、右之羽書到着以前同廿日於居城令自殺畢、然上ハ不能兎角之御沙汰也、向後如何様之風説雖有之、不被糺実否以風説不及御仕置、当地江被召寄、子細被聞召之上可被仰付之間、可存 其趣之由也

〔史料39〕は、寛永一二年九月六日に発令された伴天連・きりしたん禁令(『御触書寛保集成』一二二五号)を、老中が白書院で伝達したことを示す。〔史料40〕は、慶安元年九月一日、稲葉淡路守(紀通、丹波福知山四万五七〇石)が自殺した件に関し、これからは、どのような風説があったとしても、その実否を確かめないで処罰することはない旨の上意を、大老の酒井忠勝、老中の松平信綱・阿部忠秋が、白書院で諸大名に伝えたことを示す。これ以外にも、寛永一〇年四月三日に三枝土佐守(守恵)が書院

番頭に任命された件を、五日に老中が番衆に申し渡したと、同一二年一月二二日、諸番頭・物頭、諸役人へ老中が申し渡したことなども白書院で行事が執り行われている。

白書院は、將軍の場合、公家・寺社の謁見や外様大名への申し渡し、大老・老中の場合、大名や幕臣への申し渡しに使用されたといえよう。

三 四代家綱期の御座之間と黒書院

(一) 御座之間の機能

三代家光は、慶安四年(一六五二)四月二〇日に没し、世子家綱が將軍家を相続した。しかし、家綱は二一歳の若年であったため、相続後もしばらく大奥で生活し、「奥」に居住するようになったのは、二年後の承応二年(一六五三)九月一八日のことであった。「日記」の同日条をみよう。

〔史料41〕 姫路酒井家本「日記」承応二年九月一八日条

一 自今夜御表御寝去二月御寝、其後、中絶、又今夜如此、因茲松平伊豆守・松平和泉守・阿部豊後守一人宛 御城令宿、又牧野佐渡守・久世大和守・内藤出雲守・土屋但馬守各御番頭役御免、一人宛昼夜御近習可勤仕旨被

仰付云々

「自今夜御表御寝」とあるように、家綱は一八日夜より「表」、これは大奥よりみた「表」＝男性社会のことであり、將軍の生活空間の「奥」で寝ることになった。しかし、緊急事態や護衛のため、老中の松平信綱・松平乗寿・阿部忠秋の内一人が宿直し、「御側」の牧野親成・久世広之・内藤忠由・土屋教直の内一人が昼夜とも近習奉公をすることが決まった。「奥」

には、御休息と御座之間があり(図1参照)、そのうち御休息が居間兼寢室と思われる。秀忠・家光期には、御座之間も居間として使われていたが、家綱期はどうであろうか。承応三年の「日記」には、「奥日記」が引用されているので、それをみよう。

〔史料42〕 国立公文書館本「日記」承応三年九月九日条

於御座之間御祝御膳上ル、御休息之間ニ而常之御膳被 召上、已上刻黒書院 出御、上杉宮内少輔、都合罷帰、禁裏之御返事上ル、両典廐御礼、畢而白書院出御、紀伊殿・水戸殿・尾張殿御礼(以下略)

すなわち、承応三年九月九日の重陽に、家綱は御座之間で祝の膳を食し、休息之間で常の膳を食べている。秀忠・家光は、御座之間で常の膳も食しているので、変化がみられる。つまり、家綱が若年のため、休息之間が居間として定着し、御座之間は、「奥」の公的な場所になったのではなからうか(家光の忌明けの慶安四年六月二三日条の「日記」に、「今日吉辰故表御座之間へ渡御」とあり、御座之間が公的な場所であることをうかがわせる)。

承応二年の「日記」をみても、御座之間の記事はほとんどみられない。

永井尚政や吉良義冬の召し出し、弟の長松(松平綱重)・徳松(松平綱吉)の元服の際の対顔がみられる程度である。そのうち、永井尚政の召し出しをみてみよう。

〔史料43〕 姫路酒井家本「日記」承応二年二月二三日条

一 (前略)同日御暇面々永井信濃守呉服三(中略)拝領之、(中略)又永井信濃守御座之間江召、御脇指采国光 三百貫折紙拝領之
永井尚政は、二月二三日、国許への暇に際し、呉服三〇を下賜されたうえ、わざわざ御座之間に召し出され、采国光の脇指まで与えられている。これは、永井が元老中であったからであろう。また、吉良義冬は、六月

二九日、京都への使を命じられている。

家綱時代初期の御座之間は、「奥」の対面所であったものの、「日記」をみる限り、特別の場合を除き、ほとんど使用されていない⁽²⁸⁾。

(二) 黒書院の機能

家綱の黒書院への出御回数も、多くはみられない。晩年の家光の出御回数六〇回に対し、承応二年の出御回数は四〇回程度である。家綱の場合も、月次御礼に合わせての目見えと、それ以外の日にも出御し、謁見をうけている例がみうけられる。一つずつみてみよう。

〔史料44〕 姫路酒井家本「日記」承応二年一月一日条

一 諸礼如例、入御之時於御黒書院參勤太田撰津守(進物品名省略、以下同)・岡田将監、繼目毛利右京・毛利刑部少輔、御知行拝領之御礼本多中務大輔・同監物各進物献之、御礼有、松平河内守・新庄越前守・溝口内記賜御暇、拝領物有差云々

〔史料45〕 姫路酒井家本「日記」承応二年閏六月六日条

一 御黒書院 出御、初而御礼之面々板倉新十郎^{阿波守}・板倉新右衛門^{主守}太刀目録・戸川市正時服三^{三弥守}・本多武兵衛時服三^{式部少輔}・丹羽勘十郎^{式部少輔}太刀目録各御目見、次今年京都二条 御城御番勤仕令帰府大御番頭高木主水正・故松平外記元組以上両組之面々頭組中共 御目見^{勤番中御城内火見憚有、暫、又当秋大坂城加番丹羽式部少輔・板倉主水正并同大御番延引云々}頭中根大隅守・本多豊前守各賜御暇、有拝領物、豆州下田舟手奉行石野八兵衛^{故今村惣衛門跡役}・駿州清水舟手奉行細井佐次右衛門^{故山下弥藏跡役}被仰付之、各加増三百石つ、拝領之云々

〔史料44〕は、承応二年一月一日、月次御礼が終わったのち、家綱が

「奥」へ入御するとき、黒書院において、太田撰津守(資次)・岡田将監(善政)の參勤礼、毛利右京(綱元)・毛利刑部少輔(元知)の繼目礼、本多中務大輔(政長)・同監物(政信)の知行拝領の礼、松平河内守(定頼)・新庄越前守(直好)・溝口内記(宣俊)の暇礼が行われたことを示す。

〔史料45〕は、同年閏六月六日、家綱が黒書院へ出御し、板倉新十郎(重常)など五人の初目見え、二条城の在番を務めた大番頭の高木主水正(正弘)・故松平外記とその組中の帰府の目見え、大坂城加番の丹羽式部少輔(氏定)・板倉主水正(重矩)、同大番頭の中根大隅守(正成)・本多豊前守(正貫)の暇礼が行われ、石野八兵衛(氏照)は伊豆下田船手奉行、細井佐次右衛門(勝茂)は駿河清水船手奉行に任命され、それぞれ三〇〇石ずつ加増されたことを示す。

こうしたさまざまな謁見は、父家光期の行事を踏襲している。しかし、家綱が若年のため、黒書院への出御が制限され、出御回数が減少したことは確かであろう。そのため、家綱期には、黒書院の「中奥」という概念が薄れ、「表」の空間としての認識が強まったものと思われる。

おわりに

大御所秀忠期に居間として使用された御座之間は、御三家などの近親者や特別な大名と謁見する部屋であった。家光時代初期には、それを踏襲していたものの、後期には、大老・老中との会合、ごく限られた大名との謁見、旗本への役職任命、職務についての下命などに用いられるようになってきた。なかでも、政治的案件の意思決定の場であったことは重要であろう。

「奥」に接する黒書院は、決定された案件を、將軍自ら譜代大名に伝達する場として使用された。また、大名・旗本によるさまざまな目見えがここで行われ、正に「將軍の応接間」であった。そのため、將軍の出御回数も多く、「奥」の延長として「中奥」と呼ばれるようになったものと思われる。

一方、白書院は、公家・寺社の謁見の他、決定された案件を、將軍が外様大名に伝える場として使われた。また、大老・老中が、大名・旗本に申し渡す場としても用いられた。

家綱時代になると、家光期の行事は引き継がれたものの、家綱が若年のため、黒書院への出御回数が減少し、「中奥」という概念が薄れ、「表」の空間としての認識が強まったといえよう。

註

- (1) 本稿では、藤井讓治氏監修により、ゆまに書房から二〇〇三～二〇〇四年に刊行されたものを使用した。
- (2) 『徳川実紀』第二篇(吉川弘文館、一九六四年)二六〇～二六一頁。
- (3) 「日記」の寛永九年正月二日条に「於大広間御礼之衆」とある。
- (4) 『徳川実紀』第二篇、五一頁。
- (5) 「日記」の寛永八年三月三日・五月五日条。
- (6) 『徳川実紀』第二篇、二九九～三〇〇頁。
- (7) ここでは、万石以上を大名とする。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』一七卷(続群書類従完成会、一九八五年)二七六頁。
- (9) 『徳川実紀』第二篇、五九三頁。
- (10) 『新訂寛政重修諸家譜』一七卷、一八三頁。
- (11) 『同右』五卷、三六五頁。
- (12) 『同右』四卷、三九二頁。

- (13) 『同右』一六卷、一七四頁。
- (14) 拙稿「將軍の言葉に見る格式」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五〇号、『金鯢叢書』第四三輯所収、二〇一六年)。
- (15) 註(10)(11)に同じ。
- (16) 小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』(吉川弘文館、二〇〇六年)一六〇～一七七頁。
- (17) 国立公文書館所蔵。一六三一～二〇四。
- (18) 註(16)の一七五・一九五頁。
- (19) 『新訂寛政重修諸家譜』二卷、二二一頁。
- (20) 『同右』一七卷、七六頁。
- (21) 『同右』六卷、一八九頁。
- (22) 『同右』九卷、一五三頁。
- (23) 『同右』三卷、二二七頁。
- (24) この時期の老中の職名は年寄であるが、紛らわしくなるため、以降も老中に統一する。
- (25) 『新訂寛政重修諸家譜』一一卷、三九三頁。『徳川実紀』の寛永九年六月四日条(二篇五五一頁)には、「奥小姓を命ぜらる」とあるが、これは誤りと思われる。「東職記聞」によると、中奥小姓の新設は、秀忠時代の元和二年(一六一六)二月とされる(『古事類苑 官位部三』吉川弘文館、一九三〇年、七五五頁)。すなわち、同史料に、「大給家系譜曰、元和二年十二月、台徳院殿召我宗封岩村侯之弟松平新八知乗、於御前、而被補中奥詰(中略)当職之号、先是無所見、則始于此歟」とある。また、『新訂寛政重修諸家譜』の松平知乗の項(二卷七〇頁)にも、「元和二年(中略)十二月中奥に候し、また御小姓となる」と見える。したがって、同時期に、黒書院のことを「中奥」と呼ぶようになったものと思われる。なお、「中奥」の存在を最初に指摘したのは、松尾美恵子氏である。同氏は、「表・奥の中間に位置するこの辺り(山吹之間・黒書院)を中奥といったのであろう」と述べている(『江戸城「大奥」の空間構造』『東京人』通巻二四二号、二〇〇七年)。
- (26) 拙著『江戸城』(中公新書、二〇〇八年)一一六～一二二頁。

- (27) 拙稿「江戸幕府の政治運営に見る格式」(徳川林政史研究所『研究紀要』五二号、『金鯢叢書』第四五輯所収、二〇一八年)
- (28) なお、家光時代に、御座之間での謁見を許されていた井伊靱負も、家綱期に

は、黒書院で目見えすることになった。「日記」の慶安四年六月十三日条に、「井伊靱負事、向後切々相詰、御表 出御之節も、於御黒書院可致 御目見之旨被仰出之旨豊後守(老中・阿部忠秋)伝之」とある。

